

議案第28号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年4月13日提出

逗子市長 桐ヶ谷 寛

（提案理由）

逗子市放課後児童クラブ指定管理者候補選定委員会が、地方自治法第138条の4第3項に規定する条例により設置する附属機関となることから、改正の要あるため提案する。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年3月12日

逗子市長 桐ヶ谷 寛

逗子市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

（別紙のとおり）

逗子市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 12 日

逗子市長 桐ヶ谷 寛

逗子市条例第 9 号

逗子市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

逗子市放課後児童クラブ条例（平成23年逗子市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 市長は、前項の指定管理者の候補者を選定するに際しては、第 9 条の 2 に規定する逗子市放課後児童クラブ指定管理者候補選定委員会に諮問しなければならない。

第 9 条の次に次の 1 条を加える。

（逗子市放課後児童クラブ指定管理者候補選定委員会）

第 9 条の 2 逗子市放課後児童クラブの指定管理者の候補を選定するため、逗子市放課後児童クラブ指定管理者候補選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会は、委員若干名をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に必要な事項は、規則で別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。